

○平成十三年総務省告示第四百七十九号（希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない放送局）の一部を改正する件

新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）            第二条第五項の規定に基づき、希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない放送局を次のように定める。</p> <p>一 放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）            第7に掲げるテレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））に使用する周波数を確保するために周波数の変更をする必要のある放送局であつて、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する放送局（同一人に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局（標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））又は当該放送の電波に重畳して多重放送を行う放送局に限る。）に限る。）。</p> <p>二 放送用周波数使用計画第一の5のテレビジョン放送以外の用途で使用するための周波数を確保するために周波数の変更をする必要のある放送局であつて、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する放送局（テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン</p>	<p>無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）            第二条第五項の規定に基づき、希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない放送局を次のように定める。</p> <p>放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）            第7に規定するテレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））に使用する周波数を確保するために周波数の変更をする必要のある放送局であつて、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する放送局（同一人に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局（標準テレビジョン放送又は当該放送の電波に重畳して多重放送を行う放送局に限る。）に限る。）。</p>

放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。(以下同じ。)を行う放送局に限る。)

三 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数を使用するテレビジョン放送(地上系)を行う放送局であつて、当該周波数を使用する放送の円滑な実施を確保するために当該周波数の範囲において周波数を変更を必要のある放送局であり、かつ、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する放送局